

## 大治町認知症対応型共同生活介護事業所募集要領

大治町では、第7期老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）（以下「認知症高齢者グループホーム」といいます。）を設置運営する事業者を下記のとおり募集します。

### 1 募集内容

#### (1) 募集数

18人分

#### (2) 1事業所あたりの整備数

運営基準に基づき、共同生活住居（以下「ユニット」といいます。）の数は1又は2、入居定員は5名以上9名以下とします。

#### (3) 募集する区域

町内の全区域

#### (4) 開設時期

令和2年度内に事業者指定を受け、事業所を開設してください。（複数ユニットを設ける場合には、同一時期の開設を原則とします。）

ただし、指定のために地域密着型サービス運営委員会を開催しているため、それに合わせたスケジュールを調整してください。

なお、選定された法人に事業者指定を約束するものではありません。地域密着型サービス運営委員会での審査、報告で「適格」とする結果を受けることが必要となります。運営委員会の開催は、原則令和2年6月、9月、12月、令和3年3月で、事業者指定の3か月前の月末までに指定のための書類を提出してください。

#### (5) 事業所の整備形態

新築・増改築・改修を問いません。

なお、認知症高齢者グループホームに他の介護事業所等を併設する場合、当該併設事業所の段階的な開設は、個別に相談に応じます。

#### (6) 事業所整備に係る補助金

事業者が希望する場合、平成32年度予算が大治町議会の議決を得ることを条件に、①から③までの項目に補助を行います。なお、この補助金は県の補助制度を財源とするため、補助金額等が変更される場合がありますので、詳細はお問い合わせください。（スプリンクラーを含む消防用設備等の設置にかかる補助はありません。）

- ① 地域密着型サービス施設等整備助成事業  
施設当たり 33,600 千円(空き家を活用した整備の場合 8,500 千円加算)  
対象経費：整備（施設と一体で整備されるものであって町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。  
ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- ② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業  
839 千円×定員数  
対象経費：円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
- ③ 定期借地権設定のための一時金の支援事業  
当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1  
(補助率 1 / 2)  
対象経費：定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの。(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)

## 2 応募要件

- (1) 法人であること。
- (2) 介護保険法に規定する欠格事由等に該当しないこと。
- (3) 介護保険法及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）その他の法令に違反していないこと。
- (4) 大治町暴力団排除条例（平成 23 年大治町条例 15 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者が代表者又は役員に含まれていないこと。

## 3 提出期限

令和元年 8 月 30 日（金） 17 時まで

## 4 受付場所

大治町役場 福祉部民生課 高齢福祉係

（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可。）

電話 052-444-2711 内線 115

## 5 提出書類について

- 別添の提出書類一覧に記載してある書類を提出してください。なお、提出書類は返却しません。
- 整備協議書は、A4 判のフラットファイルに綴じ、項番ごとにインデックスを付して、1部を提出してください。
- 提出書類のうち、贈与契約書などについては写しを提出してください。(原本は事業者で保管) なお、写しには法人代表者による原本証明をお願いします。

## 6 今後の日程について (予定)

令和元年	4月15日	整備事業者募集開始
	8月30日	「整備協議書」の提出期限(法人→町)
	9月	審査(ヒアリング、現地調査等)、提案説明、選定会議開催、事業者決定・通知(町→法人)
令和2年	6月以降	工事着手
令和2年度中		開設

※上記日程については、事情により変更になることがあります。

## 7 整備協議書の策定にあたっての留意事項

### (1) 高齢者に配慮した事業所整備

介護保険法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)に定めるとおりとします。

新築、改修など事業所の整備形態を問わず、十分に高齢者に配慮した設備を備え、利用者が家庭的な環境と雰囲気の中で日常生活や、サービス提供を受けることができるように配慮された事業所整備計画を策定してください。

### ＝配慮すべき設備の一例＝

- ・居室 : ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。  
また、居室面積は「7.43㎡以上」(内法)である必要があります。  
収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有することが望ましいです。

- ・トイレ : 介助を必要とする利用者の使用に適した構造・設備が必要です。  
また、ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることも望ましいです。  
\* 今回の募集では、1ユニットに3個以上を設置し、その内の2個以上を車いす対応のトイレとして設置してください。
- ・台所 : 火気を使用する部分の不燃対策や、保温・保冷による適時、適温食事の提供や食中毒の予防対策について十分な配慮がなされていることが必要です。
- ・洗面所 : 衛生管理の面からも各ユニットの共用部に手洗い設備を設置してください。
- ・浴室 : 手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮したものであることが必要です。  
また、ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
- ・エレベーター : 事業所が2階建て以上の場合、エレベーターの設置をお願いします。  
また、利用者の移動やスタッフの介護負担を考慮した規模のエレベーターの設置が望ましいです。
- ・バリアフリー : 段差の解消を図るなど、利用者の移動が円滑に行われるよう配慮が必要です。

## (2) 低所得者に配慮した計画

入居の際に必要な費用及び月額の利用料(家賃等)について、低所得者が利用しやすい料金設定にご配慮ください。

## (3) 適正な収支計画・事業所開設までのスケジュールの策定

円滑な事業所整備及び開設後の安定的な事業運営を挙証するために提出いただく「事業所整備に係る資金計画」に関しては建築資材価格の状況を、また、「事業所開設後における収支見込」に関しては介護保険収入の見込みやスタッフ配置計画等に基づく人件費の積算等を十分に精査の上作成してください。

また、事業所開設までのスケジュールに関しましては、事業所整備期間の精査はもちろん、事業者指定のタイミングと指定のための申請書類の提出期限、そしてスタッフの確保期間等を十分に確認し作成してください。

#### (4) 立地条件

認知症高齢者グループホームは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。そのため、事業所整備予定地の検討には十分に留意ください。

#### (5) 事業所の所有形態

事業所は、土地及び建物ともに、法人の自己所有であっても、賃借であっても構いません。ただし、賃借の場合、利用者に長期に渡って安定的にサービスを提供する観点から、長期の賃借契約の締結を前提とします。

なお、土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結ください。

#### (6) 関係法令の遵守

事業所の建物については、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等を遵守してください。

なお、本公募による選定は、開発許可等、事業に必要な許認可の取得を保証するものではありません。

#### (7) 地元説明

事業者は、その事業の運営にあたって、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流に努めることとされていることから、整備計画の応募に際しては、町内会や自治会を始め地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々に対して十分な説明を行ってください。特に、建築により日照・騒音等の影響を受けると考えられる地域住民に対しては、必ず個別に説明を行ってください。

なお、説明にあたっては、「大治町に応募し、整備計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分に留意ください。

#### (8) 非常災害対策等

認知症高齢者グループホームは、運営基準において火災や風水害などに備えて非常災害対策を講じておくこととされています。そこで、事業所開設後における非常災害対策の策定に向けた方針など、具体的に事業計画として記載ください。

### 8 審査・選考

#### (1) 審査

提出いただいた整備協議書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

## (2) 選考

事業計画の選定については、町職員で構成する「大治町介護保険事業者公募に係る選定会議」において事業者から整備協議書の内容の説明を受けた後、本要領末尾記載の「認知症対応型共同生活介護事業所選定基準」に基づき応募書類を審査し、順位付けした上で、合計点の高い事業者を選定します。

## (3) 選考結果の通知

選考結果については、令和元年9月下旬をめどに各応募事業者に通知し、選定された事業者名、予定地等を町ホームページで公表します。

なお、審査の結果、該当なしという場合もあります。

## 9 その他留意事項

- 整備協議書提出以降の法人の都合による整備協議内容の変更は認めません。ただし、本町が必要と判断した場合は、本町からの書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 応募後、若しくは選考による採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記し、申請者の署名及び捺印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- 整備協議書の提出は、代行申請は不可としますので、運営法人の方の同席をお願いします。
- 提出書類については、大治町情報公開条例（平成13年3月28日条例第1号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
- 今回の事業者募集に関しましては、担当課の指導に従い手続き等を行っていただきます。また、応募いただいた整備計画が採択された場合についても同様です。
- 選定後の権利譲渡は認めません。

認知症対応型共同生活介護事業所選定基準

評価項目		具体的な視点	配分	配点
1 法人及び既存事業の状況（配分20点）				
①	認知症高齢者グループホーム等の運営実績の有無	・施設・居住系サービスの運営実績を有する法人 ・介護保険事業実績を有する法人 ・その他の法人	10点 5点 0点	10点
②	法人の財務状況	・法人の財務状況に問題がないこと。	5点 ～ 0点	5点
③	法人としてのコンプライアンス体制・権利擁護・虐待防止	職員のコンプライアンスについての取組や利用者の権利擁護・虐待防止の体制を整備しているか	5点 ～ 0点	5点
2 整備計画地の状況（配分15点）				
①	整備計画地の環境	・整備計画地の環境、交通等が適切であるか	10点 ～ 0点	10点
②	地域住民、隣接地権者に対して整備計画に関する説明	・説明が適切になされているか ・地域からの要望に応じているか	5点 0点	5点
3 整備計画内容について（配分65点）				
①	資金計画	・資金計画が妥当であるか	5点 0点	5点
②	利用者に配慮された計画	・最低限設備基準に適合した上で、安全で快適な日常生活を営めるよう利用者に十分配慮されているか	5点 ～ 0点	5点
③	人材確保	・定着支援に対する取組みの有無 ・職員研修の実施、昇給制度の導入、良好な職場環境の構築、介護機器の導入 等	10点 ～ 0点	10点
④	事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無	・地域交流室を設置するなど、地域の認知症高齢者やその介護者の介護拠点となること、認知症や事業所に対する理解を広めること。 (認知症カフェ、高齢者サロンなど)	10点 ～ 0点	10点

⑤	地域包括ケアシステムの推進に寄与する計画	・高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように支援することを目的とした取組み（介護保険事業所の併設、地域における介護保険事業所や社会資源との連携等）	10点 ～ 0点	10点
⑥	認知症のケア、重度化、看取りに対する取組みの有無	・認知症のケア、BPSDへの対応のための取組 ・看護師の配置 ・看取りの実施 等	10点 ～ 0点	10点
⑦	利用料金の設定	・生活保護の基準で利用できる料金設定であること	5点 0点	5点
⑧	災害に強い施設づくりへの対応	災害時の入居者の安全確保や防災対応が適切であること	5点 0点	5点
⑨	ユニット	複数ユニットを設ける場合には、同一時期の開設であること	5点 0点	5点
合計				100点